

[研究論文]

マイナンバー制度の 社会的受容性に関する考察

稲葉達也¹・小比類巻由美¹

1 情報工学科

Social Acceptance of the Japanese National Identification Number System

Tatsuya INABA¹, Yumi KOHIRUIMAKI¹

Abstract

This is a social acceptance study of the Japanese National Identification Number System (My Number System). This study finds that perceived usefulness gives positive effects on people's attitude toward the system and perceived risk gives negative effects on it. In addition, perceived fairness and perceived convenience give positive effects on perceived usefulness and perceived privacy threat gives positive effects on perceived risk. These findings are useful for designing the system and smooth deployment of the system.

Keywords: National identification number system, social acceptance study, perceived usefulness, perceived risk

1. はじめに

2013年5月24日にマイナンバー制度の関連法案が参議院本会議で可決、成立した[1]。これによって、2016年1月からマイナンバーの利用が開始されることになった。マイナンバー制度では、国民一人ひとりを識別するためにマイナンバーと呼ばれる番号が付与され、国民はこの番号を用いて国が提供するサービスを受けることになる。サービスとしては、納税、社会保障、住民票発行等の公共サービスなどが挙げられている。

マイナンバーは単に国民一人ひとりに番号を付与するだけでなく、その付与された番号を管理し、その番号を用いて行政サービスを提供することが前提となる。そして、番号の管理も、関連する行政サービスも手作業で管理されるのではなく、情報システムで管理されることが前提とされている。このような前提のために、行政サービスを効率よく、また、間違いを少なく提供することが可能になると

考えられている。実際にマイナンバー制度を担う情報システムの開発をにらんだ企業の営業活動も開始されている[2]。

このように、情報システムの利用を前提としたマイナンバー制度は、多くの社会的なメリットをもたらすと考えられている。しかし、それと同時に、国民が番号で管理されること、また、その管理が情報システムによって行われることによるデメリットについても指摘されている。実際、法案の審議の際にも、悪意を持った者が高齢者宅にパソコンを持ち込んで、マイナンバーを管理するカードを使ってログインするなどの危険性も認識されている[3]。

一般に、このような新しい社会システムの利用にはメリットだけではなく、デメリットも存在するが、メリットを明らかにして、人々に理解してもらい、デメリットの影響を軽減するための対策をすることによって、本来、その新しい社会システムが目的とした社会を実現していくことが重要となる。人々が、ある対象に対して、どのようにメリット・デメリットを感じ、結果として、その対象に対してどのような態度を形成するか、また、その因果関係を明らかにする研究は、一般に社会的受容性に関する研究と分類されるが、このマイナンバー制度についても、この社会

この論文は、「小比類巻由美、マイナンバー制度の社会的受容性、2012年度神奈川工科大学情報工学科卒業論文」に基づいて執筆した。

的受容性についての研究を行うことによって、制度の受容性を高めるための対策に資する知見を得ることができる。このような知見を得ることが本研究の目的である。

本研究は次のような構成となっている。2章では、法案通過時点で検討されているマイナンバー法及び、その利用方法について説明する。3章では関連研究として、本研究と同様な社会システムや技術における社会的受容性の研究について説明する。本研究では共分散構造分析を用いて社会的受容性の分析を行うが、4章ではそのために用いる仮説を説明する。5章では前章の仮説の分析結果を説明し、6章で本論文をまとめる。

2. マイナンバー制度

マイナンバー制度は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（通称、マイナンバー法）」に基づいて実施される制度である。政府は国民にこのマイナンバーの内容や必要性を理解してもらうために、内閣府に番号制度創設推進本部を組織し、全国各地でシンポジウムを開催してきたが、そのシンポジウムにおいて推進本部が用いていた資料によると、マイナンバー制度は、「複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）である」とされている[4]。

この制度の下では「マイナンバー」と呼ばれる個人番号が、すべての国民に唯一無二の番号として付与される。そして、複数の機関が管理している情報をマイナンバーと紐づけて管理し、機関が相互に情報を活用できることを可能とする。また、マイナンバーを自分が自分であることを証明する仕組みとして活用するために、情報の改ざんが困難なICカードを用い、カードの券面には個人情報の基本4情報（氏名、生年月日、性別、住所）及び、顔写真を印刷することとなっている。

マイナンバー法案では以下に示すような社会の実現を目指している。

- ・ きめの細かい社会保障給付の実現（給付過誤や給付漏れ、二重給付の防止等）
- ・ 精度の高い所得把握による適正な税賦課の実現
- ・ 確実な行政サービス情報提供の実現（年金、医療、福祉サービス等の確実な情報提供）
- ・ 行政サービスの事務手続の簡素化の実現（納税証明書、住民票等の添付削減）
- ・ 医療・介護サービスの質改善の実現（転居によらない継続的なサービス利用等）
- ・ 災害発生時の迅速な支援の実現（本人確認、正確な支援リスト作成等）

このようにマイナンバー制度は様々なメリットを国民

にもたらすように設計されているが、その一方で、番号によって個人を特定しているために、番号漏洩時のなりすましの発生、番号に関わる情報を名寄せすることで起こりうるプライバシーの侵害等の危険性も指摘されている。推進本部のマイナンバーシンポジウムでは、検討中の法案ではこれらの課題に対処しているという説明もなされているが、すべての国民が、これらの対策を理解しているというわけではない。マイナンバー制度を適正に普及させるためには、制度のメリットを国民に伝えるだけでなく、想定されるデメリットについてもきちんとした対策をとり、その対策自体についても丁寧に国民に説明していくことが求められる。

3. 関連研究

本研究は社会制度であるマイナンバー制度の社会的受容性に影響を与えている要因と、その影響度を明らかにすることを目的とするが、同様に広く社会に影響を与える制度や施設の受容性を明らかにした研究は数多く存在する。東日本大震災を原因とする一連の事故で改めて注目を集めている原子力発電関連施設であるが、この原子力発電関連施設についても、数多くの研究がなされている[5][6]。同じように、高レベル放射性廃棄物についてや[7]、二酸化炭素の地中貯留技術について[8]などの社会的受容性についての研究がなされている。

これらの研究では、これらの施設が既存の法律や制度に反していないという点における点も社会的受容性に含めているが、本研究同様に、市民がそれらの施設に対して持つ態度とその形成要因を明らかにしている。これらの調査で共通的なのは、受容性評価の対象物が、態度の形成に与えると考えられる要因とその因果関係についての仮説を立案し、その仮説の検証を、影響を与える可能性がある人々を被験者としたアンケート調査に基づいて行っている点が挙げられる。

これら社会インフラに関する受容性以外にも、人々の生活に影響を与える機器や食品を対象とした受容性に関する研究もある。その一つとして、遺伝子組み換え技術があり、この技術に関する社会的受容性の調査も数多く行われている[9][10]。また、近年劇的に普及してきた携帯電話などの電波等を使う機器の受容性の研究もある[11]。前者については、遺伝子組み換えがもたらす収穫量増大などのメリットと安全性が確認されていないデメリットについて、後者については、携帯電話利用などの利便性向上のメリットと人体への影響が解明されていないデメリットが受容性に影響を与える要因となる。本研究も、これらの研究同様に、利用に際しメリットとデメリットがあり、態度を形成する要因を解明することによって得られる知見を、その導入に活用できるという点ではこれらの研究と同様な社会的な意義を持つと考えられる。

本研究は社会システムの社会受容性という側面以外にも、社会システムを、情報技術を用いて実現すること、つ

まり、市民の情報技術による管理に関する受容性という側面も持つ。このような人々が利用する技術に関する受容性については、David による Technology Acceptance Model (TAM) の研究を始めとした一連の研究がある[12]。

TAM では、受容性を促進する要因として、知覚有用性 (perceived usefulness)、知覚使用容易性 (perceived ease of use) がその技術に対する態度 (intention to use) に影響を与え、その態度が技術の利用 (usage behavior) に影響を与えるとしている。

この TAM は好意的な態度を形成する要因に着目しているが、TAM を拡張したモデルには、同じように好意的な態度形成にのみ影響を与える要因にのみ着目したもの[13]以外に、否定的な態度形成に影響を与える要因に着目したものもある。Vijayasathy はオンラインショッピングの受容性の研究を行ったが、彼は、TAM 同様に知覚有用性や知覚使用容易性が態度の形成に好意的な影響を与えたとしたのと同時に、プライバシー侵害やセキュリティが利用態度に否定的な影響を与える要因であるとの仮説を立て検証を行っている[14]。同様に秋本らは、電子マネーの受容性の研究において、知覚使用容易性、知覚機能性、知覚リスクなど、好意的、否定的、双方の影響を与える要因を仮説に加えている[15]。本研究も、これらの TAM を拡張した研究同様に態度形成に好意的、否定的な双方の要因が想定され、それぞれの要因間の因果関係を仮説として、態度形成のモデルを作成することができると考えられる。

4. 仮説

4.1 モデルの概要

本章では、マイナンバー制度の社会的受容性に影響を与える要因及び、仮説を説明する。図 1 にリサーチモデルを示す。基本的には関連研究で説明した TAM を拡張したモデルを利用しているが、大きく異なるのが、従属変数として利用意図を挙げるのではなく、制度への態度としている点である。これは、制度が導入されれば国民全員に適用されるため、利用意図が高まるから制度を利用するという関係が成り立たないためである。また、適切な制度設計や制度の国民への説明によって、制度に対して前向きな態度を形成していくことが、制度の導入にも有用であることから、従属変数を制度への態度とすることは本研究の社会的価値とも整合する。

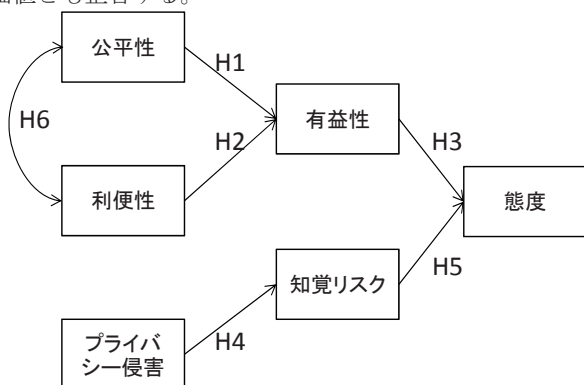


図 1 リサーチモデル

4.2 態度形成に影響を与える要因

(1) 公平性

マイナンバー制度が導入されることで所得が正確に把握でき、それによって国民の税負担が公平になったり、適正な社会保障を受けたりすることができるようになるが、本研究では、国民が感ずる、このようなマイナンバーのもたらす公平感の程度を公平性という要因で表す。

(2) 有益性

マイナンバー制度が導入されることで医療機関が持つ個人の診療情報などが共有しやすくなるが、本研究では、このようなマイナンバー制度がもたらす、自分自身へのメリットの程度を有益性という要因で表す。

(3) 利便性

マイナンバー制度が導入されることで、住民票発行等の行政サービスが簡便化されることが予定されているが、本研究では、このようなマイナンバー制度がもたらす、日常生活の便利さの向上の程度を利便性という要因で表す。

(4) プライバシー侵害

マイナンバー制度では国民に固有の番号を割り振り、その番号及び、個人に関する各種のデータを、情報システムを用いて管理することが前提となっている。本研究では、個人の社会生活の全てが監視されているようにとられかねないこの固有の番号を用いた制度に対する人々の懸念をプライバシー侵害の懸念という要因で表す。

(5) 知覚リスク

マイナンバー制度では、国民に固有の番号を割り振るが、その番号が不正に利用されることで、個人がなんらかの被害をこうむる可能性も指摘されている。本研究では、この固有の番号の不正利用によって被害を被るかもしれない、被害に関する人々の知覚の程度を知覚リスクという要因で表す。

(6) 態度

態度は特定の事象や考え方に対して、個々人が持つ感情であるが、本研究では、人々が、マイナンバー制度が望ましい制度であると考える程度を態度という変数で表す。

4.3 仮説

次に前節で定義した要因の関係を仮説として立案する。人々は、社会を維持するための税負担は必要なものであると考えているが、一部の人間が、脱税をしたり、あるいは、不正に生活保障費を受け取ったりしていることに対しては激しく批判している。マイナンバー制度は、これらの不正を防止する仕組みであるため、このような機能を持つマイナンバー制度を人々は自分たちの生活に役立つものにとらえたと考えられる。そこで以下のような仮説を立案する。

H1：公平性は有益性に正の影響を与える。

行政サービスの効率化など、人々の生活の利便性を高める機能もマイナンバー制度によって提供される予定となっている。この利便性の向上をもたらす機能を持つマイナ

ンバー制度を人々は自分たちの生活に役立つものにとらえると考えられる。そこで以下のような仮説を立案する。

H2：利便性は有益性に正の影響を与える。

マイナンバー制度を利用することで、従来ばらばらに管理されていた情報を統合することが容易になり、人々はそれによってメリットを得ることができる。民間への開放の程度は現在未定ではあるが、マイナンバーで病院のカルテが管理されるようになれば、複数の病院で同じ検査を行ったり、飲み合わせの悪い薬を処方されたりする危険性も回避できるようになると考えられる。このようにマイナンバー制度は人々にメリットをもたらす機能を有するが、このような機能に対して、人々は望ましい態度を持つと考えられる。そこで以下のような仮説を立案する。

H3：有益性は態度に正の影響を与える。

マイナンバー制度に対して国民が感じる問題点に、個人情報情報の漏洩や監視社会への不安など、プライバシーが守られないのではないかと懸念がある。そして、プライバシー侵害の懸念は、人々の生活するうえでのリスク要因となると考えられる。そこで以下のような仮説を立案する。

H4：プライバシー侵害の懸念は、知覚リスクに正の影響を与える。

プライバシー侵害以外にも、唯一無二の番号を利用して、個人の情報を管理することによって、番号が漏えいした際のサービスの不正利用の発生のリスクや、また、制度において発行される IC カードの紛失、破損といったリスクを人々は知覚する可能性がある。そして、これらのリスクによって、人々は制度に対して否定的な態度を形成すると考えられる。そこで以下のような仮説を立案する。

H5：知覚リスクは態度に負の影響を与える。

また、制度が有益であると人々が感ずる際に、公平性と利便性の一方のみを強く感じ、他方をあまり感じていない場合には、制度を有効であるにとらえないと考えられる。そこで、これら公平性と利便性は相関をもって、有益性に影響を与えていると考え、以下のような仮説を立案する。

H6：公平性と利便性には正の相関関係がある。

5. 検証

5.1 検証方法

仮説の検証にはアンケート調査の結果を用いたが、調査はインターネット調査会社を用いて実施した。調査対象は全国の20歳以上の男女、目標回収数は500人分とした。男女の比率がおおよそ50%ずつになるようにし、また、年

代に偏りが出ないように20代、30代、40代、50代、60代以上と分け、それぞれの年代で約100人分のデータを得られるように調査を実施した(表1)。

設問は、公平性への設問に3問、利便性へは4問、有益性へは4問、プライバシー侵害懸念へは3問、知覚リスクへは4問、そして、態度へは2問とした。それぞれの質問には、「とてもそう思う(5)」から、「全くそう思わない(1)」の選択肢を示す、5件法を取った。アンケート結果の解析には、IBM社のSPSS ver21.0.0及び、Amos ver21.0.0を使用した。

表1 アンケート回収数

年代	回答数 (男性数・女性数)
20代	102 (50・52)
30代	110 (55・55)
40代	110 (55・55)
50代	110 (54・56)
60代以上	111 (56・55)
合計	543 (270・273)

5.2 評価

モデルの評価に先立って、各要因の信頼性分析を行ったところ、クロンバックの α 係数はすべて0.8を上回っていた(表2)。したがって、信頼性が高いと判断できる。

表2 信頼性分析結果 (全体)

変数	クロンバックの α 係数
態度	0.867
公平性	0.833
利便性	0.862
有益性	0.867
プライバシー侵害の懸念	0.802
知覚リスク	0.833

次に、モデルの全体評価を、共分散構造分析を用いて行った。分析の結果、適合度はGFI=0.868、AGFI=0.832、RMSEA=0.082であった。GFI、AGFI、RMSEAとも、モデルが適正であると判断できる範囲となった。

次に仮説の評価を行う。まず、公平性と有益性の関係であるが、公平性は有益性に正の影響を与えていた(パス係数0.35、検定統計量3.77、 $p<0.001$)。これは、H1を肯定する結果である。利便性と有益性の関係についても、利便性は有益性に正の影響を与えていた(パス係数0.63、検定統計量8.19、 $p<0.001$)。これは、H2を肯定する結果である。有益性と態度については、有益性は態度に正の影響を与えていた(パス係数0.90、検定統計量21.30、 $p<0.001$)。これは、H3を肯定する結果である。

次に、態度に対する否定的な影響であるが、プライバシー侵害の懸念と知覚リスクについては、プライバシー侵害の懸念が知覚リスクに正の影響を与えていた(パス係数0.83、検定統計量19.30、 $p<0.001$)。これは、H4を肯定す

る結果である。そして、知覚リスクと態度については、知覚リスクが態度に負の影響を与えていた(パス係数-0.34、検定統計量-11.75、 $p < 0.001$)。これは、H5を肯定する結果である。また、最後に公平性と利便性の相関が0.51ということから、これらの要素には弱い相関が認められ、H6についても検証されたということが出来よう。

パス係数の大きな値に注目すると、まずは、態度形成における有益性の影響が挙げられる。これは、この制度を円滑に社会に導入するためには、まずは、制度が私たちの生活にどのように役立つのかを説明していくことが重要であるということを確認する結果であるといつてよい。また、その有益性に影響を与える要素として、利便性が高くなっていることにも注目したい。つまり、制度の有益性を高めるためには、制度によって利便性が高まることを人々に訴求したり、あるいは、法律の運用において、より利便性が高まるような場面で活用を優先したりすることが有効であるということである。

次に高い数値となっているのは、プライバシー侵害の懸念から知覚リスクへの影響である。これは、知覚リスクが、プライバシーの懸念に大きく影響を受けていることを示している。また、知覚リスクが態度に否定的な影響を与えていることもあわせて考慮すると、プライバシーの侵害を防ぐためにマイナンバー制度がとっている対策を、人々にさらにわかりやすく説明し、その懸念を払拭することで、態度の形成に与える不の影響も軽減できるということになる。

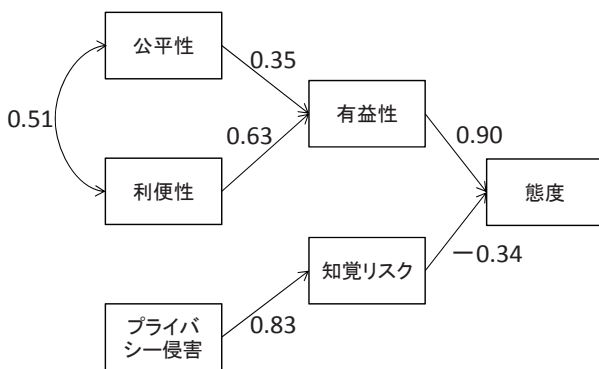


図 2 推定結果 (全体)

次に、年齢による各要因の影響度の差及び、性別による各影響度の差の有無を分析した。まず、各々の適合度の指標の検証を行ったが、いずれもモデルが妥当である結果となった(表 3)。

表 3 年齢別・性別による分析モデルの適合度

分析種別	GFI	AGFI	RMSEA
全体	0.868	0.832	0.082
年齢別	0.764	0.700	0.044
性別	0.837	0.793	0.062

次に、パス係数の推定結果を表 4 に示す。モデルの適合度については、概ね度のモデルでも妥当と判断できる値となったが、要素間の関係については、性別による分析については、5%の有意水準のものが、また、年齢別の分析においては、一部 5%の有意水準さえ満たさないものも存在している状況となった。これは、被験者の属性ごとにサンプルを分割したため、各々の分析においてサンプル数が減ってしまい、そのために、データのばらつきの影響が大きくなってしまったためであると考えられる。

表 4 年齢別・性別による要因の影響分析

分析種別	H1 パス係数	H2 パス係数	H3 パス係数	H4 パス係数	H5 パス係数
全体	0.35***	0.63***	0.90***	0.83***	-0.34***
20 歳代	0.26	0.72**	1.01***	0.75***	-0.50***
30 歳代	0.17	0.74***	0.92***	0.52***	-0.42***
40 歳代	0.40*	0.72***	0.80***	0.51***	-0.59***
50 歳代	0.57*	0.45	0.96***	0.77***	-0.34***
60 歳以上	0.25	0.73	0.86***	0.77***	-0.37***
男性	0.45***	0.57***	0.91***	0.64***	-0.40***
女性	0.29*	0.72***	0.88***	0.71***	-0.43***

*: 有意水準 5%、**: 有意水準 1%、***: 有意水準 0.1%

年齢や性別による態度形成の因果関係の違いであるが、表 4 からは全体的に性別や年齢による大きな傾向の差はないということが言えよう。ただし、性別については、男性において、公平性が有益性に与える影響が強いとなっているのに対して、女性は利便性がより有益性に影響を与える傾向にあることが分かった。

年齢については、有意水準が低いものが多いために解釈は困難であるが、30 代以下の若年層において、有益性や知覚リスクが態度の形成に与える影響が比較的高いのに対して、高い年齢層においては、特に知覚リスクが態度の形成に与える影響が低い結果となっている。

4. まとめ

マイナンバー法案が国会を通過し、成立したことによって、2016 年からマイナンバー制度の導入が正式に決定された。日本では、このマイナンバー法以前にも、行政サービスの改善や、徴税の適正化を目指した制度の導入を進めてきたが、これらの取り組みは必ずしも成功したとはいえない状況にある。このマイナンバー制度も、従来の取り組み同様に、納税、社会保障などの行政サービスの利便性の向上や、徴税の適正化と社会保障の適正化による行政サー

ビスの公正性の向上、また、これらのメリットを通じて国民に利益を享受しようとするものであり、この趣旨において制度は円滑に導入されるべきである。しかしながら、上記のメリットを得るための手段として国民に唯一無二の番号を付与し、それを情報システムで管理するというやり方について、多くの国民がリスクを感じているのも事実であり、これまでの取り組みが成功しなかった理由の一つに、この国民の感ずるリスクをうまく解消できなかった点も挙げられよう。

本研究ではこのような状況において、人々が制度に対して形成する態度に影響を与える要因とその影響度の解明を目指した。このことによって、態度の形成に好意的な影響をもたらす要因を強調したり、あるいは、態度の形成に否定的な要因を取り除いたり、あるいは、制度がとっている対策を丁寧に説明したりすることで、制度の円滑な導入が可能となる。

本研究ではマイナンバー制度が想定している用途や実現方法を踏まえて、制度に対する態度に影響を与える要因として、公平性、利便性、有益性、プライバシー侵害の懸念、知覚リスクの5つの独立変数を挙げ、それらが従属変数である態度に与える影響を仮説検証形式で明らかにした。その結果、公平性と利便性が有益性に影響を及ぼし、その有益性が態度に好意的な影響を与えていることがわかった。また、有益性へは利便性からの影響が大きいこともわかった。他方、態度への否定的な影響としては知覚リスクが挙げられ、知覚リスクは、プライバシー侵害への懸念から大きく影響を受けていることがわかった。マイナンバー制度を円滑に導入していくためには、この研究が解明したこの因果関係を活用し、運用方法の決定やあるいは、広報活動の実施をしていくことが有効であると考えられる。

本研究はマイナンバー制度の対象となる一般市民を被験者としたアンケートによって実施した。被験者数はおよそ500名で、全体としての分析では、モデルの有効性も推定値の有効性も確認できた。しかし、性別や年齢別の属性ごとの分析においては、推定値が十分に信頼できるレベルの値とはならなかった。制度の導入を円滑化するために、属性ごとにきめの細かい対策を立案実施するためには、これらの細かい属性レベルの態度形成をより精緻に解明する必要があると考えられる。

参考文献

- [1] 日経新聞：年金・税を管理 マイナンバー法成立，日経新聞朝刊(2013-5-25)
- [2] 日経新聞：関連市場は3兆円，日経新聞朝刊(2013-5-10)
- [3] 読売新聞Online：マイナンバー導入の各国、なりすまし被害に苦慮，読売新聞オンライン(2013-5-18)
- [4] 内閣府番号制度創設推進本部：マイナンバー 社会保障・税番号制度(2013)
- [5] 木村浩，鈴木篤之：原子力の社会的受容性に影響を与える因子の探索，日本原子力学会和文論文誌 Vol. 2, No. 1 (2003)
- [6] 松田年弘：原子力発電に対する態度変容について，原子力安全システム研究所ジャーナル(1998)
- [7] 坂本修一，神田啓治：高レベル放射性廃棄物処分地選定の社会的受容性を高めるための課題に関する考察，日本原子力学会和文論文誌 Vol. 1, No. 3 (2002)
- [8] (財)地球環境産業技術研究機構：二酸化炭素地中貯留技術研究開発(2003)
- [9] 田中豊：遺伝子組み換え技術の社会的受容性に影響を及ぼす要因(2)，日本社会心理学会，第44回大会発表論文集(2003)
- [10] 中村良治：遺伝子組み換え食品に対する消費者の受容態度に関する研究，筑波大学大学院博士(学術)学位論文(2006)
- [11] M. Siegrist, T.C. Earle, H. Gutscher: Electromagnetic fields - perceived risk, social trust and confidence, Swiss Research Foundation on Mobile Communication Report(2007)
- [12] F.D. Davis: Perceived usefulness, perceived ease of use, and user acceptance of information technology, MIS Quarterly 13(3)(1989)
- [13] J.W. Moon, Y.G. Kim: Extending the TAM for a World-Wide-Web context, Information and Management 38(2001)
- [14] L.R. Vijayasarathy: Predicting consumer intentions to use on-line shopping: the case for an augmented technology acceptance model, Information and Technology 41(2004)
- [15] 秋本祐子他：消費者の電子マネー利用メカニズムの実証研究，関東10ゼミ討論会2007IT・通信メディア班提出論文(2007)

付録：アンケート調査票

マイナンバー制度の意識調査

マイナンバー制度というのは、納税や社会保障（年金や医療など）の情報を情報ネットワークを通して結びつけるため、国民一人一人に固有の番号を割り振る制度のことです。この制度は、国民負担の公平性を高めることが目的です。割り振られた番号をマイナンバーと呼び、マイナンバーが記載された IC カードを国民一人一人に配布することが検討されています。マイナンバー制度の導入により、以下のようなメリットが得られます。

- 【1】 社会保障や税の給付と負担の公平化が図られる
- 【2】 生活保護費の不正受給が防止できる
- 【3】 行政手続きの際の添付書類の省略が可能になり、利便性が向上する
- 【4】 1 枚の IC カードが、年金手帳や健康保険証として利用できる

しかし、すべての情報をひとつの番号（マイナンバー）で管理することによって、個人情報漏洩しやすくなるという問題も指摘されています。

本アンケートは、このような特徴を持つマイナンバー制度に対する意識を調査するためのものです。

以下の事柄について、あなたの考えに一番近いものを選んでください。 この制度を初めて知ったという方も、前ページの説明を読んで持ったイメージをもとに回答して下さい。	全く そう 思わ ない	あ ま り そ う 思 わ な い	ど ち ら と も い え な い	や や そ う 思 う	と と も そ う 思 う
1. マイナンバーを利用することで、住民票発行などの行政サービスを簡単に受けられるのはよいことだ。	1	2	3	4	5
2. 行政の手続きが簡素化されて、行政サービスにかかる税金が有効に使われるようになるのはよいことだ。	1	2	3	4	5
3. IC カード 1 枚で年金手帳や健康保険証として利用できるようになるのはよいことだ。	1	2	3	4	5
4. マイナンバーを利用することで、受けている公的サービスを他人に知られてしまうという不安を感じる。	1	2	3	4	5
5. 転居したり、結婚で姓が変わったとしても継続して記録を管理できるようになるのはよいことだ。	1	2	3	4	5
6. ひとつの番号で管理されることにより、国に監視・監督されているように感じる。	1	2	3	4	5
7. IC カードを紛失する不安がある。	1	2	3	4	5
8. マイナンバーを利用することで公平な税負担になることは望ましい。	1	2	3	4	5
9. IC カードに記載されている番号を、他人に見られてしまうのではないかと不安を感じる。	1	2	3	4	5
10. 自分が納めた税金や社会保険料を、自分で一元的に確認できるようになるのはよいことだ。	1	2	3	4	5
11. マイナンバー制度が導入されることで、よりよい社会になると思う。	1	2	3	4	5
12. マイナンバー制度を利用することで、所得を偽装した生活保護費の不正受給を防止できるのはよいことだ。	1	2	3	4	5
13. 番号の不正利用により、被害を受けてしまうのではないかと不安を感じる。	1	2	3	4	5
14. 複数の医療機関でバラバラに管理されていた診断記録が共有され、質の高い医療が受けられるのはよいことだ。	1	2	3	4	5
15. ひとつの番号で行政サービスが管理されることによって、情報漏洩の不安を感じる。	1	2	3	4	5
16. IC カードが身分証明証としてどこでも利用できるのはよいことだ。	1	2	3	4	5
17. IC カードが破損して、サービスが受けられなくなるかもしれないという不安がある。	1	2	3	4	5
18. マイナンバーを利用することで、社会保障サービスが充実するのはよいことだ。	1	2	3	4	5
19. マイナンバー制度が導入されることは望ましい。	1	2	3	4	5
20. マイナンバーを利用して公正な社会保障を受けられるようになるのはよいことだ。	1	2	3	4	5

なお、実際のアンケート調査においては上記の質問に、性別と年代についての設問を加えたものを Web で作成し直し実施した。